

第 44/2019/QH14 号

アルコール被害防止法

ベトナム社会主義共和国憲法に準拠し、
国会は以下の通りアルコール被害防止法を公布する。

第 1 章 一般規定

第 1 条、規定の範囲

本法は、◇アルコールの消費量を削減するための措置、◇アルコールの供給を管理するための措置、◇アルコールの被害を軽減するための措置、◇アルコールによる被害防止活動を確実にするための条件、◇アルコール被害防止における国家管理および機関・組織・個人の責任、を規定する。

第 2 条、用語の解釈

本法では、用語は以下の通り解釈する。

- 酒とは、穀物澱粉、果実・塊茎・花・植物糖のいずれか、またはその混合物を主な材料とし発酵により生産される、もしくは食品用アルコールを混合して生産される、食品用アルコールを含む飲料をいう。
- ビールとは、麦芽、大麦、ビール酵母、ホップ(フーブロンの花)、水の混合物を主な材料として発酵により生産される、食品用アルコールを含む飲料をいう。
- 食品用アルコールとは、不純物が除去され、国家技術標準による食品向け使用の要件を満たしたもので、依存症と急性中毒を引き起こす可能性のある、科学名がエタノールで分子式が C_2H_5OH の有機化合物をいう。
- アルコール度数とは、体積パーセントで計算される、酒類やビール中の食品用アルコールの含有量をいう。アルコール度数は、 $20^{\circ}C$ の条件下で溶液 100ml に占める純粋なエタノールの ml 数として表される。
- アルコール被害とは、人間の健康、家族、地域社会、交通安全、社会秩序、経済、その他の社会問題に対するアルコールによる有害な影響をいう。
- アルコール依存症とは、酒類やビールへの依存状態をいう。特徴的な症状としては、◇頻繁な飲酒志向、◇時間経過に伴う摂取量の漸増、◇自己による摂取量制御や停止ができない、などが挙げられる。
- 自家酒造とは、産業用機械・設備を使用せず、伝統的な道具を使い酒類を生産する活動をいう。
- 産業酒造とは、産業用の機械・設備を使って酒類を生産する活動をいう。

第 3 条、アルコール被害防止における国家政策

- アルコール被害防止対策を一貫性のある形で実施する。

2. 宣伝教育・情報周知に優先的に注力し、アルコールの入手とアクセスの可能性を減らし、アルコール被害を削減し、自家酒造の管理を強化し、子供・生徒・学生・若者・妊婦へのアルコール被害を防止するための対策を実施する。
3. アルコール被害防止に向けたリソースを確保する。医療施設および地域社会におけるアルコール被害防止活動を重視し、アルコール被害防止活動において国民からリソースを調達し国民団体や社会団体の参加を動員する。
4. アルコール被害防止の削減に向けた科学研究、技術開発、ハイテク・先端技術・新技術の応用を奨励する。
5. アルコール被害防止において功績を上げた集団・個人を表彰する。

第4条、アルコール被害防止における個人・組織の権利と義務

1. アルコールによる被害の影響を受けない環境に居住できる。
2. 酒類やビールの出所、産地、品質、被害に関する適切、正確、客観的、科学的かつ完全な情報の提供を受けることができる。
3. アルコール被害防止に関する法律違反を摘発・告発し、管轄機関・権限を有する者がアルコール被害防止に関する法律違反に対し、処分をしなかったことを告発することができる。
4. アルコール被害防止に関する法律を遵守すること。

第5条、アルコール被害防止における禁止行為

1. 他人に飲酒を教唆、挑発、誘導、強制する行為。
2. 18歳未満の者が飲酒する行為。
3. 18歳未満の者に対しアルコールを販売、供給、プロモーション・サービスを行う行為。
4. アルコールの直接的な生産・販売において18歳未満の者を雇用する行為。
5. 公的機関の幹部(訳者注:投票・承認・任命を経て任期ベースで公的機関での職務・職名を持つ者)、公的機関の公務員(訳者注:募集・任命を経て公的機関での職務・職名を持つ者)、公的組織職員、機関・組織の労働者、士官、下士官、職業軍人、兵士、人民軍・人民公安等の労働者、生徒、学生が、勤務・学習時間内やその直前、または休憩時間中に飲酒する行為。
6. 血中または呼吸中にアルコールがある状態で車両を運転する行為。
7. アルコール度数15度以上の酒類の宣伝広告を行う行為。
8. 酒類やビールの健康への影響に関する不正確で誤った情報を提供する行為。
9. アルコール度数15度以上の酒類やビールの販売においてプロモーションサービスを行う行為。如何なる形であれ、アルコール度数15度以上の酒類やビールをプロモーションサービスとして使用する行為。
10. 酒類やビールの生産において食品に許可されない原材料・添加物・加工助剤、また、は品質が保証されず産地や出所が不明な原材料・添加物・加工助剤を使用する行為。
11. 無認可または未登録でのアルコール販売、自動販売機での酒類やビール販売。
12. 偽物または密輸により品質が保証されず産地や出所が不明な酒類やビールの販売・保管・輸送行為、酒類やビールの密輸行為。
13. 法律により禁止されるアルコールに関連するその他の行為。

第2章 アルコール消費を削減するための措置

第6条、アルコール被害防止に関する宣伝教育・情報周知の目的と要件

1. 宣伝教育・情報周知は、人間の健康、家族、地域社会、交通安全、社会秩序、経済、その他の社会問題に対するアルコール被害の防止に向け意識を高め、行為を改善し、有害な習慣を変えることが狙いである。
2. アルコール被害防止に関する宣伝教育・情報周知は、以下の要件を満たさなければならない。
 - a) 正確、客観的、科学的であること。
 - b) ◇頻繁であること、◇対象者、レベル、年齢層、性別にとって適切、アクセス可能で、且つ効果的であること、◇国の伝統、文化、アイデンティティ、宗教、習慣に適合すること、◇生徒・学生・若者・妊婦、自家酒造を行う個人・組織・世帯に焦点を当てること。

第7条、アルコール被害防止に関する宣伝教育・情報周知の内容

1. ◇アルコール被害防止に関する国の政策・法律、◇アルコール被害防止に関する禁止行為、◇制裁処分、◇個人・組織に対するアルコール被害防止に関する法律遵守の働きかけ。
2. アルコール被害防止における個人の権利・義務、および機関・組織・世帯・地域社会の責任。
3. ◇酒類やビールによる被害、◇偽物で食品としての品質と安全性が保証されない酒類やビールによる被害、◇酒類やビールを摂取する際のレベル毎のリスク、◇アルコール被害を削減するための措置。
4. 疾患、健康状態、飲酒を控えるべき者、また、飲酒禁止の年齢。
5. ◇飲酒拒否スキル、◇酔っぱらい、アルコール依存者の識別・対応・対処スキル。
6. 飲酒自粛、および飲酒運転防止を働きかけること。
7. 自家酒造を行う個人・世帯に対し、法律に基づき食品の安全性を確保するよう指導すること。
8. 自家酒造を行う個人・世帯に対し、生産許可を取得するための手続きを行うほか、村レベルの人民委員会で再加工を目的とする生産許可を有する業者へのアルコール販売について登録するよう、あるいは非営利目的の自家酒造について申告を行うよう働きかけること。

第8条、アルコール被害防止に関する宣伝教育・情報周知の形式

1. 直接実行、法律理解のコンサルティング・指導、文書提供・普及。
2. マスメディア、町内放送、インターネット、パネル、ポスター、プロパガンダ看板。
3. 研究・プロパガンダコンテスト。
4. メディアキャンペーン。
5. ◇国民教育システム内の教育施設での教育と、◇文化・芸術・スポーツ活動と、◇機関・組織・地域社会・文化スポーツ施設での活動との統合。

第9条、アルコール被害防止に関する宣伝教育・情報周知における責任

1. 機関・組織・個人は、本法の第6・7・8条で規定する宣伝教育・情報周知を行う責任を負う。
2. 政府は、アルコール被害防止に関する宣伝教育・情報周知を実行すること、および映画・演劇・テレビの作品で俳優が酒類やビールなどを飲むシーンを制限する責任を規定するものとする。

第 10 条、飲酒禁止場所

1. 医療施設。
2. 営業時間中の教育施設。
3. 18 歳未満向けの保護・保養・娯楽施設・区域。
4. 薬物更生施設、強制更生施設、少年院・女子少年院、拘置所・刑務所等。
5. 社会保護施設。
6. 酒類やビールの販売が認められる場所を除く、勤務時間中の機関・政治団体・政治社会団体・政治社会職業団体、公的組織の勤務場所。
7. 政府の規定による公共場所。

第 11 条、アルコール度数 15 度未満の酒類やビールのプロモーションの管理

アルコール度数 15 度未満の酒類やビールのプロモーションを行う組織・個人は、本法の規定およびプロモーションに関する法律の他の規定を遵守しなければならない。

第 12 条、アルコール度数 5.5 度未満の酒類やビールの宣伝広告の管理

1. 酒類やビールの広告を行う組織・個人は、本法の規定および広告に関する法律の他の規定を遵守しなければならない。
2. 広告は以下の内容を表示しないものとする。
 - a) ◇飲酒を奨励する情報や肖像、◇酒類やビールが成長、成功、親しみやすさ、色気を生み出す効果があるとする情報、◇子供・生徒・学生・若者・妊婦を対象としたもの。
 - b) ◇子供・生徒・学生向けに映画・ブランドに関するアイテム、肖像、シンボル、音楽、キャラクターを使用したもの、◇酒類やビールの広告に 18 歳未満の者、または 18 歳未満の者の肖像を使用したもの。
3. 以下に該当する場合は広告媒体を介して広告を行わないものとする。
 - a) 18 歳未満の者・生徒・学生・若者・妊婦向けのイベント・広告媒体・製品。
 - b) 交通機関。
 - c) ◇子供向け番組の直前、最中、直後のオーディオ・ビデオ、◇放送権を取得した海外からの生中継スポーツ番組における広告、◇毎日午後 6 時から午後 9 時までの時間帯。◇その他政府が規定する場合。
 - d) 18 歳未満向けの保護・保養・娯楽施設・区域の敷地から広告媒体までの距離、サイズに関する規定に違反した屋外広告媒体。
4. 広告は、アルコール被害防止に関する警告文を含めなければならない。
5. 電子新聞、ニュースサイト、電子媒体、端末装置、その他の通信機器での広告は、18 歳未満の者が酒類やビールに関する情報を検索、アクセスできないように、アクセス者の年齢を確認するためのソフトウェア・フィルタリングシステムを搭載しなければならない。
6. 政府は、本条第 3 項 d 号、第 4 項、第 5 項の規定を具体化するものとする。

第 13 条、アルコール度数 5.5 度以上 15 度未満の酒類およびアルコール度数 5.5 度以上のビールの宣伝広告の管理

アルコール度数 5.5 度以上 15 度未満の酒類およびアルコール度数 5.5 度以上のビールの広告を行う組織・個人は、本法第 12 条の規定を遵守しなければならないほか、以下の場合に宣伝広告を行ってはならない。

1. 文化、演劇、映画、スポーツの番組、活動。
2. 酒類やビールを取り扱う施設の広告看板を除く屋外広告媒体。

第 14 条、酒類やビールを取り扱う組織・個人のスポンサーシップの管理

酒類やビールを取り扱う組織・個人がスポンサーシップを行う場合、スポンサーシップに関する法律規定を遵守しなければならない、スポンサーシップの一環として酒類やビールを提供してはならない。

第 3 章 酒類やビールの供給を管理するための措置

第 15 条、酒類事業管理

1. アルコール度数 5.5 度以上の酒類の大量生産の認可条件は以下の通り。
 - a) 法律規定に基づき設立された企業であること。
 - b) 計画された生産規模を満たす生産ライン、機械設備、技術プロセスを持つこと。
 - c) 法律規定に基づく食品安全・環境保護の条件を満たすこと。
 - d) 酒類製造に適した専門性を有する技術者を確保すること。
2. 本条第 3 項に規定する場合を除き、アルコール度数 5.5 度以上の酒類の商業目的の自家酒造の認可条件は以下の通り。
 - a) 法律規定に基づき設立された企業、協同組合、協同組合連合会、個人事業体であること。
 - b) 法律規定に基づく食品安全の条件を満たすこと。
3. アルコール度数 5.5 度以上の酒類の自家酒造を行い、再加工を目的とする酒類生産許可を有する業者に製品を販売する世帯・個人に求められる条件は以下の通り。
 - a) 酒類生産許可を有する業者との間で購買契約を締結すること、および酒類生産業者の所在地の村レベルの人民委員会に登録すること。
 - b) 法律規定に基づく食品安全の条件を満たしていること。
4. アルコール度数 5.5 度以上の酒類売買の認可条件は以下の通り。
 - a) 法律規定に基づき事業登録を行うこと。
 - b) 酒類売買の形式別の条件を満たすこと。
5. 政府は本条の規定を具体化し、アルコール度数 5.5 度未満の酒類事業の管理を規定するものとする。

第 16 条、電子商取引により酒類・ビールを販売するための条件

1. 本法第 15 条第 4 項と第 5 項、および第 18 条の規定を満たすこと。
2. 電子商取引に関する法律で規定する条件を満たすこと。
3. 18 歳未満の者が酒類やビールに関する情報を検索、アクセス、購入することを防ぐため、政府の規定に従って措置を講じること。
4. 非現金決済方法を適用すること。

第 17 条、非営利目的の自家酒造に対する管理措置

1. 非営利目的の自家酒造を行う世帯・個人は、生産量と使用範囲について、商工相が規定する書式で村レベルの人民委員会に申告し、食品安全の確保、また酒類を市場に販売しないことを制約しなければならない。申告には料金・手数料がかからないものとする。
2. 各レベルの人民委員会は、食品安全に関する法律規定の実施を指導し、管轄地域内の非営利目的の自家酒造の生産量および食品安全確保の状況を報告するものとする。

第 18 条、酒類やビールの品質保証、食品安全の確保

ベトナムで販売・流通される酒類やビールは、法律規定に基づいた基準、技術標準、製品・商品の品質、食品安全を確保しなければならない。

第 19 条、酒類やビールの販売禁止場所

1. 医療施設。
2. 教育施設。
3. 18 歳未満向けの保護・保養・娯楽施設・区域。
4. 薬物更生施設、強制更生施設、少年院・女子少年院、拘置所・刑務所等。
5. 社会保護施設。
6. 酒類やビールの販売が認められる場所を除く、機関・政治団体・政治社会団体・政治社会職業団体・公的組織の勤務場所。

第 20 条、偽物で品質と食品安全が保証されない酒類やビール、密輸で出所が不明な酒類やビールの防止と処分

1. 偽物で品質と食品安全が保証されない酒類やビール、密輸で出所が不明な酒類やビールは法律規定に基づき没収し処分するものとする。
2. 組織・個人は、偽物で品質と食品安全が保証されない酒類やビール、密輸で出所が不明な酒類やビールの防止において管轄機関と協力する責任を負うものとする。
3. 商工省・保健省は、その任務と権限の範囲内で、食品用アルコールと識別するため、また食品に使用が認められないアルコールの酒類への混合を防止するため、食品として使用されないアルコールへの指示薬の添加について指導するものとする。

第 4 章

アルコール被害を軽減するための措置

第 21 条、飲酒に関連する交通事故の防止

1. 運転者は、運転前・運転中に酒類やビールを飲んではならない。
2. 輸送業者の長・車両所有者は、運転者が運転前・運転中に酒類やビールを飲むことを防止・発見・阻止するための措置を主体的に講じる責任を負うものとする。
3. 管轄機関・権限を有する者は、通行中の、または交通事故を起こした運転者に対し血中・呼気中アルコール濃度を検査する責任を負うものとする。
4. 交通運輸省は管轄範囲内で、運転免許の教習プログラムにおいて、アルコール被害防止に関する内容の作成、訓練指導を行う責任を負うものとする。

第 22 条、飲酒による健康被害を防止・介入・軽減するための措置

1. 健康に対する飲酒の有害な影響を防止・介入・軽減するための措置は以下の通り。
 - a) 診断・治療目的で医療施設を訪れる者に対しアルコール被害防止のカウンセリングを行う。
 - b) 健康上の危険因子を早期に発見できるよう、◇飲酒者、◇飲酒に起因する疾患・機能障害を持つ者、◇アルコール依存者に対し、スクリーニング検査を行う。
 - c) ◇健康上の危険因子を持つ者、◇胎児にアルコール中毒の症候群またはリスクがある妊婦に対し、介入し被害を軽減する。
 - d) 飲酒に関連する疾患、機能障害を持つ者の診断、治療、リハビリテーションを行う。
2. 医療施設は、保健省の専門的・技術的ガイダンスに基づき、本条第 1 項で規定する措置を講じるものとする。

第 23 条、アルコール被害防止に関するカウンセリング

1. アルコール被害防止に関するカウンセリングは以下の内容を含むものとする。
 - a) アルコール被害防止に関する情報、知識、法律。
 - b) ◇アルコール被害を軽減するための措置、◇飲酒拒否スキル、◇酔っぱらい、アルコール依存者の識別・対応・対処スキル。
2. アルコール被害防止に関するカウンセリングは、以下の対象者に焦点を当てて行うものとする。
 - a) 酒類やビールを日常的に摂取する者。
 - b) アルコール依存者。
 - c) 酒類やビールを日常的に摂取する者、アルコール依存者の家族を持つ者。
 - d) 子供、生徒、学生、若者、妊婦。
 - e) アルコールによる被害の影響を受ける者。
3. 村レベルの人民委員会は、同レベルのベトナム祖国戦線委員会とその傘下の組織と協力し、管轄地域内のアルコール被害防止に関するカウンセリング活動に対し有利な条件を整えるものとする。
4. 国は、組織・個人が地域社会内の人々に対しアルコール被害防止に関するカウンセリングを行うことを推奨し、有利な条件を整える。
5. 機関・組織・個人は、割り当てられた機能・任務に基づき、本条第 1 項および第 2 項で規定するカウンセリングを行うものとする。

第 24 条、地域社会におけるアルコール被害防止の措置

1. 家庭、組織・地域社会のメンバーに対し、アルコール被害防止に関する法律規定の普及活動に参加し、実施するよう働きかける。
2. アルコール被害防止活動を、地域社会における普及運動、文化・芸術・スポーツ活動、文化的生活の構築、その他の活動に組み込む。
3. 住宅地での結婚式、葬儀、祭りにおける飲酒制限・禁止に関するルールの確立を支持・推奨する。
4. 個人・組織に対し、食品の安全性が検査されず出所や産地が不明な酒類やビールを使用しないよう働きかける。

5. 社会秩序と安全に影響する行為を警告・防止・処分するため、酔っぱらい・アルコール依存者を発見・報告する。

第 25 条、アルコール被害の防止・軽減のための子供・女性・その他の脆弱な者向け支援・保護

1. アルコールによる被害の防止・軽減のための子供・女性・その他の脆弱な者向け支援・保護の措置は以下の通り。

a) 生殖年齢の女性、妊娠中の女性、授乳中の女性に対し、胎児と子供に対するアルコールによる被害についてのカウンセリングを行う。本人が医療施設・社会支援施設・家庭内暴力被害者支援施設を利用する際に、アルコールによる被害の影響を受ける者に対しカウンセリングを行う。

b) 子供・女性・その他の脆弱な者が、アルコールによる被害の影響を受けないように、家庭内暴力防止に関する法律に基づき、介入、保護、接触禁止の措置を講じる。

c) 法律による予防措置を講じる。

2. 本条第 1 項に規定する措置は、子供・女性・その他の脆弱な者に関連するプログラム・計画・活動に組み込まれなければならない。

3. 機関・組織・家庭・個人は、割り当てられた機能・任務に基づき、本条第 1 項および第 2 項の規定を実行するものとする。

第 5 章

アルコール被害防止活動を確実にするための条件

第 26 条、アルコール被害防止向けの経費

1. アルコール被害防止向けの経費は以下から調達するものとする。

a) 国家予算。

b) その他の合法的な資金源。

2. アルコール被害防止向けの経費は、法律に基づき適切な目的で効果的に配分、管理、使用するものとする。

3. 政府は、国家予算から拠出するアルコール被害防止向けの経費支出内容および支出金額を規定するものとする。

第 27 条、アルコール被害防止従事者向け専門知識・業務の養成訓練

1. アルコール被害防止の従事者は、割り当てられた任務に基づいた専門知識・業務の養成訓練を受けられる。

2. アルコール被害防止に従事する医療施設の従業員・協力者は、アルコール被害防止に関する能力・専門知識・業務遂行の向上を図る養成訓練活動への参加で優先される。

第 28 条、アルコール被害防止に関する法律違反の処分

1. 組織・個人がアルコール被害防止に関する法律に違反した場合、違反の性質と重大性に応じて懲戒処分、行政処分、または刑事処分とし、損害をもたらした場合は法律規定に基づき損害補償を支払わなければならない。

2. 管轄機関・権限を有する者は、アルコール被害防止に関する法律違反を迅速に摘発し処分することができるよう、業務執行用の用具・設備を使用することが認められる。

3. 政府は、アルコール被害防止に関する法律違反の行政処分を規定するものとする。

第 6 章

アルコール被害防止における国家管理および機関・組織・個人の責任

第 29 条、アルコール被害防止に関する国家管理の内容

1. アルコール被害防止に関する政策、法律、計画を発出し、権限を有する機関に公布を提案し、実施を指導すること。
2. アルコール被害防止に関する情報提供、宣伝、普及、教育。
3. アルコール被害防止に関する養成訓練。
4. アルコール被害防止の実施状況に関する統計、予備報告、最終報告、定期報告。
5. アルコール被害防止に関する法律違反の監査・検査・処分、苦情・告発の解決。
6. アルコール被害防止に関する科学研究と国際協力。

第 30 条、アルコール被害防止に関する国家管理責任

1. 政府は、アルコール被害防止に関する国家管理を統括するものとする。
2. 保健省は、政府がアルコール被害防止に関する国家管理を実行する上で主幹事を務めるものとする。
3. 省庁は、それぞれの任務および権限の範囲内で、アルコール被害防止に関する国家管理を実施するものとする。
4. 各レベルの人民委員会は、それぞれの任務および権限の範囲内で、管轄地域内でアルコール被害防止に関する国家管理を実施するものとする。

第 31 条、ベトナム祖国戦線、その傘下の組織、社会職業団体、社会団体の責任

1. 祖国戦線とその傘下の組織は、それぞれの機能および任務の範囲内で、国民・団員・会員に対し、アルコール被害防止に関する法律を実行するよう、教育宣伝し働きかける責任を負い、またアルコール被害防止に関する内容を機関・組織の内部規則・規制に組み入れ、さらにアルコール被害防止における法整備について意見し、社会的反論・監視を行う責任を負うものとする。
2. ホーチミン共産青年同盟は、以下の責任を負うものとする。
 - a) 本条第 1 項で規定する責任を遂行すること。
 - b) 子供・生徒・学生・若者に対し酒類やビールを飲まないよう教育宣伝すること。
 - c) アルコールによる被害の影響を受ける子供・生徒・学生・若者の保護・支援において関連機関・組織と協力すること。
 - d) ホーチミン共産青年同盟とその傘下のホーチミン少年先鋒隊の活動にアルコール被害防止の活動を組み入れること。
3. ベトナム女性連合会は、以下の責任を負うものとする。
 - a) 本条第 1 項で規定する責任を遂行すること。
 - b) アルコールによる被害の影響を受ける女性・子供の保護・支援において関連機関・組織と協力すること。
 - c) 社会活動にアルコール被害防止の活動を組み入れること。
4. 社会職業団体・社会団体は、それぞれの機能と任務の範囲内で、アルコール被害防止に関する政策・法律の実行について教育宣伝、働きかけに参加し、またアルコール被害防止における法整備について意見し、さらに法律に基づきアルコール被害防止に関する情報提供を行うものとする。

第 32 条、酒類やビールを取り扱う施設の責任

1. 酒類やビールの営業条件、宣伝広告、プロモーション、スポンサーシップ、食品安全、品質、基準、技術標準、商品のラベル表示に関する法律規定を遵守する。酒類やビールに関する情報は正確性と科学性を期したものでなければならない。
2. 管轄機関の命令に基づき事業運営に関する完全かつ正確な情報を提供する。
3. 酒類やビールの直接的な営業や広告において 18 歳未満の者を雇用しない。
4. 自らが製造または販売した酒類やビールについて、食品安全に関する法律に基づき、品質と食品安全を確保していない酒類やビールの回収・処分を行う。
5. 酒類やビールを販売する施設は、18 歳未満の者に酒類やビールを販売しないことを掲示する。酒類やビール購入者の年齢が疑わしい場合、販売者は購入者に身分証明書の提示を要求する権利があるものとする。
6. その場で飲むために酒類やビールを販売する施設は客に対し、飲酒後に車両を運転しないよう注意し、適切な形の情報を提供し、飲酒後の公共交通機関のレンタル・利用を支援する。
7. 本法の施行日から、医療機関、保育・幼稚園、一般教育施設の敷地から半径 100 m 以内に、その場で飲むために酒類やビールを販売する施設を新たに新店することを禁じる。

第 33 条、アルコール被害防止における機関・組織の長の責任

1. 機関・組織の長は、それぞれの任務および権限の範囲内で、アルコール被害防止を実施を指導し、また機関・組織の勤務時間中、勤務場所での飲酒禁止に関する規定の厳守を指導する責任を負うものとする。
2. ◇町内自治組織、◇村落や集落等、◇地元、地域社会の組織、の長は、本法第 24 条で規定するアルコール被害防止活動に参加するものとする。
3. 本法第 10 条および第 19 条で規定する場所の長・管理者・運営者は、以下の責任を負うものとする。
 - a) 本法第 10 条および第 19 条で規定する違反を停止するよう注意、要求する。違反者が注意、要求を受けた後も違反を続けた場合、サービスの提供を拒否する。
 - b) 管理・運営場所において人々に対し、飲酒禁止・酒類やビールの販売禁止に関する規定の実施の指導、ガイダンス、検査、催促を行う。

第 34 条、アルコール被害防止における家庭の責任

1. 18 歳未満のメンバーに対し飲酒しないよう、また家庭の他のメンバーに対し飲酒を自粛するよう、教育・監視・注意をする。家庭のアルコール依存者に対し励ましをかけ、アルコール依存からの離脱をサポートする。
2. 家庭のメンバーに対し、◇飲酒拒否スキル、◇酔っぱらい、◇アルコール依存者の識別・対応・対処スキル、◇アルコール被害防止措置の実行を指導する。
3. アルコール被害防止の実行において機関・組織・地域社会と協力する。

第 7 章 施行条項

第 35 条、他の法律規定の改正・補足

1. 第 35/2018/QH14 号の法律に基づき一部が改正・補足された第 23/2008/QH12 号道路交通法の第 8 条第 8 項を以下の通り改正・補足する。

「8. 血中または呼吸中にアルコールがある状態で車両を運転する」

2. 第 48/2014/QH13 号、第 97/2015/QH13 号、および第 35/2018/QH14 号の法律に基づき一部が改正・補足された第 23/2004/QH11 号内陸水路交通法の第 8 条第 8 条第 8 項を以下の通り改正・補足する。

「血中または呼吸中に、アルコールまたは法律で禁止するその他の刺激物がある状態で船上で作業する乗組員・運転者」

3. 第 5/2017/QH14 号の法律に基づき一部が改正・補足された第 36/2005/QH11 号商法の一部条項の一部を以下の通り置き換える。

a) 第 100 条第 4 項の「アルコール度数 30 度以上の酒類」を、「アルコール度数 15 度以上の酒類やビール」に置き換える。

b) 第 109 条第 4 項の「アルコール度数 30 度以上の酒類」を、「アルコール度数 15 度以上の酒類」に置き換える。

第 36 条、施行効力

1. 本法は 2020 年 1 月 1 日より施行される。

2. 本法の施行日から 2022 年 1 月 1 日までは、本法第 15 条第 2 項で規定する自家酒造の認可、および本法第 15 条第 3 項で規定する自家酒造の登録にかかる料金・手数料は納付の必要がないものとする。

本法は、ベトナム社会主義共和国の第 14 期国会第 7 回会議により 2019 年 6 月 14 日に可決された。

国会議長

グエン・ティ・キム・ガン